

**令和2年度  
葛城市プレミアム付商品券**

**参加店募集要項**

**葛城市プレミアム付商品券事務局**

# 令和2年度葛城市プレミアム付商品券

## 参加店募集要項

### 1. 商品券の発行概要

商品券名称	令和2年度葛城市プレミアム付商品券 葛城プレミアム100!商品券
発行者	葛城市
発行総額	約1億5,000万円(うちプレミアム総額約7,500万円)
発行冊数	約37,500冊 ※1冊(共通券500円×4枚+限定券500円×4枚)＝額面4,000円分を、 2,000円で販売
参加店負担	負担なし
購入限度	購入対象者に購入希望券を1枚送付。購入希望券1枚につき1冊購入可能
購入対象者	葛城市の住民基本台帳に記録されている者(基準日:令和2年10月1日)
販売期間	(仮)令和2年11月5日(木)～令和2年11月18日(水)
有効期間	(仮)令和2年11月5日(木)～令和3年2月28日(日)
換金受付期間	(仮)令和2年11月5日(木)～令和3年3月5日(金)

### 2. 商品券取扱い厳守事項

- (1) 他店での転用及び、未使用商品券の直接換金は禁止します。
- (2) 商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- (3) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (4) お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受取ってください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) お客様から商品券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離して商品券のみを受取りください。
- (7) 冊子から切り離された商品券は原則使用できませんが、お客様が冊子を持っており、商品券の管理番号からその冊子のものと確認できれば、使用できます。
- (8) 商品券の対象外商品などを独自に定める場合(特売品など)は、予めお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (9) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (10) 有効期限を過ぎた商品券は受取らないでください。有効期限:令和3年2月28日(日)
- (11) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(葛城市)は責任を負いません。

### 3. 商品券の利用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ

- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に係る支払い  
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能。
- ・特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・商品券の交換又は売買
- ・当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
- ・その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

#### 4. 参加店登録にあたっての資格

葛城市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること。

ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 上記3.【商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 葛城市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

★ 限定券を取扱うには、下記条件を満たす必要があります。ご注意ください。

販売面積が1,000 m<sup>2</sup>未満の店舗であること。

## 5. 参加店登録申請について

### (1) 登録方法

参加店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、以下の方法で申請してください。(大型店、量販店、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、各店舗ごとに申請してください。)

### FAX もしくは郵送での受付

(郵送の際、郵便料金は店舗にてご負担願います。)

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル3階  
「葛城市プレミアム付商品券事務局」 宛

**FAX:0570-029-184**

### (2) 登録期間：一次募集 令和2年9月18日(金)～10月9日(金)まで

※一次募集にて登録された店舗は一覧表に掲載され『広報かつらぎ』にて配布されます。

二次募集 令和2年10月10日(土)以降随時受付

※二次募集にて登録された店舗は『葛城市ホームページ』に掲載されます。

### (3) 登録：登録申請のあった事業所・店舗等については、葛城市での審査を経て参加店として登録し、参加店舗一覧表に掲載します。また、店頭に掲示していただく「参加店表示ポスター」「商品券(見本)」「換金に必要な資材一式」「葛城市プレミアム付商品券参加店マニュアル」は後日配布します。登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

## 6. 参加店の責務等

参加店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 参加店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「参加店ポスター」「参加店ステッカー」を消費者にわかりやすい場所に掲示する等工夫してください。
- (2) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、葛城市プレミアム付商品券コールセンターまでご連絡をお願いします。商品券の「見本」については、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての店員に周知願います。
- (3) 取引により商品券を受取ったときは、券裏面に「参加店印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに参加店印があるものは、受け取りを拒否してください。

## 7. 換金手続きについて

(1) 以下の方法にて換金の手続きが可能です。

### 【換金受付期間：令和2年11月5日(木)～令和3年3月5日(金)】

- ・使用済商品券と換金用伝票を、専用レターパックにてお送りください。
- ・事務局にて使用済商品券の確認を行い、お振込金額を確定します。
- ・使用済商品券受付後、下記のスケジュールで指定口座に入金いたします。

#### 【事務局への到着期間】

#### 【入金日】

- |                            |        |                |
|----------------------------|--------|----------------|
| ・ 11月 5日 (木) ～ 11月 30日 (月) | →      | 12月 30日 (水) まで |
| ・ 12月 1日 (火) ～ 12月 31日 (木) | → 令和3年 | 1月 31日 (日) まで  |
| ・ 1月 1日 (金) ～ 1月 31日 (日)   | →      | 2月 28日 (日) まで  |
| ・ 2月 1日 (月) ～ 3月 5日 (金)    | →      | 3月 15日 (月) まで  |

◆最終受付日は、令和3年3月5日(金)到着分までです。

◆最終受付日を過ぎてからの受付には応じられませんので、必ず上記受付期間中に換金手続きをしてください。

◆上記受付期間は、平日の事務局営業時間内に限定いたします。

(2) 詳細な商品券の換金方法は、「葛城市プレミアム付商品券参加店マニュアル」に掲載させていただきます。

- ◆換金用伝票と商品券の枚数が合わない場合は、事務局から取扱店様へご連絡のうえ、商品券参加店控え・商品券番号の確認をお願いすることがあります。

## 8. 参加店の取消等

参加店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、参加店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

## 9. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局と葛城市が協議しその対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

●葛城市担当課：葛城市役所 新型コロナウイルス対策室

電話：0745-69-3001 (代表)

FAX：0745-69-7452